

## 1 総則

### (1) 適用範囲

本仕様書は、本庄市（以下「発注者」という。）が実施する「本庄駅北口周辺まちなか再生方針検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、請負者（以下「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な基本的事項を定めたものである。

### (2) 業務計画

受注者は、本業務の着手及び完了にあたり、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を得なければならない。

- ① 業務実施計画書
- ② 業務工程表
- ③ 委託業務完了通知書
- ④ 成果物引渡書
- ⑤ その他発注者が指示する関係書類等

### (3) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、庁内検討会議の開催前、成果品納入時を基本としながら、必要に応じて随時行うものとし、協議後、受注者は速やかに記録簿を2部作成し、各々確認のうえ、保有する。

### (4) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令・計画等を遵守しなければならない。

### (5) 各種法令等に関する手続

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続は、原則として受注者が行うものとする。その際、円滑な手続を目的として受注者は発注者に協力を求めることができる。

## **（６）関係官公署の情報収集等**

---

本業務を行うに当たっては、国土交通省をはじめ国・県等の最新動向及び他の地方公共団体の取組みも含めた最新情報を収集し、本業務への適用の可否等の調査及び分析を適宜行うこととする。

## **（７）損害賠償**

---

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を速やかに発注者に報告するものとする。

## **（８）守秘義務**

---

受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに目的外に使用してはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

## **（９）個人情報の保護**

---

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等関係法令を遵守し、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保して、本業務を進めなければならない。

## **（１０）成果品の瑕疵**

---

納品後、成果品に受注者の責による瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、改訂等必要な修正を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は、受注者が負担するものとする。

## **（１１）成果品の帰属**

---

本業務で作成した成果品及び各種データは、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## **（１２）成果品の検査・納品**

---

受注者は、成果品とともに業務完了報告書を提出し、管理者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。また、各成果品（中間成果品を含む。）の検査日及び納品日については、発注者の指示に従うものとする。なお、指摘事項がある場合は、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

### (13) 貸与資料

---

発注者は、本業務遂行の上で必要となる図書その他関係資料を受注者に貸与するものとする。

受注者は、図書その他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。なお、貸与資料は、その重要性を認識し、棄損、亡失等のないよう厳重な取扱い及び保管に十分に注意するものとする。また、発注者の許可なく、資料を複製又は再貸与してはならない。

### (14) 再委託の禁止

---

本業務の全部を第三者に委託してはならない。なお、本業務の一部の再委託を行う場合には、「本庄市業務委託契約約款第4条第2項」の規定に基づき、内容及び再委託事業者について、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

### (15) 疑義

---

本仕様書に定めなき事項又は仕様書について疑義が生じた場合には、発注者と受注者でその都度協議し、決定するものとする。

## 2 業務の目的

---

市では、令和4年1月に策定した「本庄駅北口周辺整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、本庄駅北口駅前街区の整備と周辺道路の整備を柱とし、本庄駅北口周辺のまちなか再生を目指し、「基本計画」策定から3年にわたり、計画内容の具現化に向けた取組を進めてきた。加えて、北口周辺のまちなかでは、官民間わず、様々な主体による取組が展開している状況にある今、エリア全体で一体感のある空間形成を目指すために、同エリアを包括する将来像を具体化し、官民で共有することが急務となっている。このため、各取組の進捗状況、まちなかの新たな動きや社会情勢の変化などを踏まえ、市の喫緊の課題である「本庄駅北口周辺のまちなか再生」に向けた各取組を調査検証するとともに、まちづくりの方向性を再度整理し、より明確な将来像を検討するものとする。そして、その結果を踏まえ、エリア内の取組が相互に連携し、さらには新たな価値を生み出し続ける、戦略的なまちづくりを目指す「本庄駅北口周辺まちなか再生方針」案（以下「再生方針」案という。）として取りまとめることを目的とする。

### 3 対象区域

本業務の対象区域は、別表 1 に示す区域とする。なお、業務遂行にあたっては、本市の特長である「交通利便性」の向上を見据え、広域的な視点での検討に十分留意する。

### 4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）までとする。

### 5 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- （１）現状及び経緯の整理
- （２）まちづくり方針の確認と課題の分析
- （３）課題解決に向けた対応策の検討
- （４）目指すべき将来像の検討・作成
- （５）戦略的事業展開策の検討
- （６）庁内検討会議の運営支援
- （７）まちづくり検討会議の設立準備支援
- （８）「再生方針」案の作成
- （９）報告書の作成
- （１０）打合せ協議

### 6 業務内容

#### （１）現状及び経緯の整理

- ◆ 上位・関連計画の体系的な整理を行い、「再生方針」の位置付けを整理する。
- ◆ 過年度の検討経緯について整理する。なお、整理に際しては、「基本計画」策定時の市民ワークショップの結果等を含むものとする。
- ◆ 市等が進める取組の進捗状況のほか、北口周辺のまちなかでの新たな動きや社会

情勢の変化を把握・整理する。

## (2) まちづくり方針の確認と課題の分析

---

- ◆ (1)に基づき、北口周辺のまちなかで進めるべきまちづくりの方針を確認するとともに、直面する問題を整理し、課題を分析する。なお、確認と分析にあたっては、上位・関連計画に示す将来像の視点を前提とすることとする。
- ◆ 道路ネットワーク上の問題の整理、課題の分析にあたっては、これまで進めてきた「適切な歩車共存を前提としたウォークアブルなまちづくり」等の各取組のほか、本市の実情、周辺状況を勘案した交通特性等、北口周辺のまちなかを多角的に把握したうえで、本庄駅北口周辺のまちなか再生に資する道路ネットワークの構築に向けた課題を分析することとする。
- ◆ 土地利用上の問題の整理、課題の分析にあたっては、「基本計画」に示された重点課題地区（約 12ha）については、現在、進められている地籍調査の進捗状況や成果等を踏まえた、接道状況や敷地規模、空き地・空き家等に関する現況調査を含めるものとする。

## (3) 課題解決に向けた対応策の検討

---

- ◆ 北口周辺での取組について調査検証し、(2)で整理した課題との関連・連携を体系的に整理した上で、まちづくりを進める上での問題点等を洗い出し、その対応策を検討するとともに、本市の「まちなか再生」を推進する新たな施策案を提案する。
- ◆ なお、検討・提案にあたっては、国等の動向や先行事例等を十分に調査し、本市で参考とすべき点を整理する。

## (4) 目指すべき将来像の検討・作成

---

- ◆ (2)及び(3)の結果をもとに、概ね 10 年後及び 20 年後に実現すべき目標の共有に向け、一体感のある北口周辺の将来像を検討し、構想図として作成する（A3 サイズ・1 枚）。

## (5) 戦略的事業展開策の検討

---

- ◆ (4)で作成した将来像の実現に向けて、取組相互の連携、総合的な整合を図りつつ、

効果的・効率的に取組を実施するための事業展開シナリオを 3 案作成し、それらを比較検証した上で、本市にとって最も効果的な案を 1 案提案する。

- ◆ 比較検証にあたっては、事業主体や概算費用、事業スキームなど、選定に必要な項目について十分検証する。

## **(6) 庁内検討会議の運営支援**

---

- ◆ 庁内関係部署による検討・協議を行うための庁内検討会議の運営を支援する。
- ◆ 会議は計 3 回程度開催するものとし、受注者は会議の運営、資料作成、資料説明及び記録作成を行う。

## **(7) 「まちづくり検討会議」(仮称) の設立準備支援**

---

- ◆ 今回検討する「再生方針」は行政のみではなく、今後のまちづくりに関与する多様な主体と共有する必要があるため、翌年度以降、官民連携のプラットフォームとなる「まちづくり検討会議」(仮称) を設けることを想定し、会議の構成員や望ましいあり方、組成への手順、運営方法等をまとめた案を作成する。
- ◆ 案の作成にあたっては、構成員の候補者として対象区域内の主な関係者を選出するとともに、個別に意見交換や意向調査を行い、その結果を反映するものとする。なお、関係者については、発注者と協議の上、5 者程度を選出することとする。
- ◆ 受注者は関係者との協議の際の資料作成、ヒアリングへの出席、記録作成を行い、発注者は意見交換の実施調整等を行うこととする。

## **(8) 「再生方針」案の作成**

---

- ◆ 以上の検討内容を、庁内外の合意形成や「まちづくり検討会議」(仮称) を円滑に進めるための素案とすべく、その要旨を分かりやすく整理し、「再生方針」案としてとりまとめる。

## **(9) 報告書の作成**

---

- ◆ 受注者は、本業務の成果として、整理・検討した各項目に関する検討経緯や結果等を取りまとめた報告書を作成する。

## (10) 打合せ協議

- ◆ 本業務に係る打合せは、業務着手時、中間 8 回程度、業務完了時に際して実施するとともに、その他、必要に応じて実施する。
- ◆ 受注者は打合せの都度、記録を作成し、発注者の確認を受ける。

## 7 成果品等

本業務の成果品は、以下のとおりとする。電子データについては、Word 形式、Excel 形式、PowerPoint 形式、PDF 形式等の既存汎用ソフトで、発注者が取扱い可能な形式で作成し、電磁的記録媒体（CD-R 等）に格納して納品するものとする。なお、以下に記載のない項目については、発注者と協議の上、決定する。

### 【成果品一覧】

①報告書（概要版を含む。） 2 部

②報告書の電子データ

成果品は、電子データ（Word、Excel、PowerPoint 及びそれに類似するもの）で作成し、電磁的記録媒体（CD-R 等）により提出すること。 1 式

③その他本業務実施時に作成した文書類、制作物等 1 式

④成果品のほか、業務実施に際して中間報告書等が必要となる場合には作成・提出する。なお、内容や提出時期といった詳細については、本業務の進捗状況を踏まえ発注者との協議を行うものとする。

## 8 その他

計画の対象区域全体のまちづくりをより効果的・戦略的に進めるため、本市が別に発注する「本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託」の検討内容と連携を図り、本業務を実施すること。



【別表 1 対象区域】

